

議 事 録

会 議 名	令和 8 年 第 3 回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和 8 年 3 月 2 5 日 (水) 午後 1 時 3 0 分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3 階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8 番 中村 基寛 委員：1 番 大久保泰明 2 番 金子イツ子 3 番 市川 幹雄 4 番 五島 修一 5 番 福岡 喜輝 6 番 三澤 伸喜 7 番 相田 孝 <div style="text-align: right;">計 8 名</div>		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：吉田慎也 主査：広田智之 主査：岸大吾 主任主事：保永貴史		
傍聴人			
議 事	日程 第 1 農地法第 3 条 (委員会) 日程 第 2 農地法第 4 条 (知事) 日程 第 3 農用地利用集積等促進計画の公告について (所有者・機構間契約) 日程 第 4 農用地利用集積等促進計画の公告について (機構・受け手間契約) 日程 第 5 農地法第 4 条 (届出) 日程 第 6 農地法第 5 条 (届出)		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和 8 年 第 3 回定例総会を開会いたします。 欠席委員は、7 番 相田委員 1 名です。 出席委員は 8 名中 7 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 本日の議事録署名人に、2 番と 3 番を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第 1、農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案番号 1 2 1 号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号 1 2 1 号を朗読) (説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山地区の農用地区域内農地 1 筆です。譲受人は、ハンマーナイフ、軽トラ、動力噴霧機、小型耕運機などを所有しており、露地野菜や柿・栗などを作付しています。当該地ではイチゴを作付する予定です。ご自宅から当該地までの通作距離は、約 1.5 km、車で約 5 分です。また、権利を有するすべての農地を効率的に耕作し、農作業に従事する日数が年間 150 日以上であるため、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員である 2 番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>2 番：譲受人は社会福祉法人で問題なく耕作しており少しずつ耕作地を増やしています。問題ないと思います。</p> <p>会 長：これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号 1 2 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>		

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号121号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。続いて、議案番号122号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号122号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり小谷地区の調整区域内農地1筆です。譲受人は、本日面談予定の新規就農者の方であり、トラクター、ハンマーナイフ、バックホー、ダンプなどを所有しております。当該地では山芋、イチゴ、ニンニク、サツマイモを作付する予定です。ご自宅から当該地までの通作距離は、約9km、車で約15分です。また、農作業に従事する予定の日数が年間150日以上であり、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。

会 長：続いて、地区担当農業委員である1番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：譲受人は存じております。農機具も所持しておりますし、趣味の範囲で農業も行っております。ビニールハウスも既にありますので問題なく耕作していけると思います。

会 長：これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号122号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号122号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。次に日程第2、農地法第4条の規定による許可申請について、議案番号123号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号123号を朗読)

(説明) 本議案につきましては、県との調整で必要な書類が増えたため書類が整っていないので廃案にさせていただきます。

会 長：

次に、日程第3及び4、農用地利用集積等促進計画の公告について、議案番号124号及び129号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号124号及び129号を朗読)

(説明) 当該地は岡田地区にある農用地区域内の農地1筆で現況は田です。期間については、3年間です。借受人はトラクター、テラー、バインダ、脱穀機、バックホー、ホイロローダーなどを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である6番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6 番：以前からこちらで耕作されている方で孫が農作業してますので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号124号及び129号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号124号及び129号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。続いて、議案番号125号及び130号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号125号及び130号を朗読)

(説明) 当該地は宮山地区にある調整区域内の農地1筆で現況は畑です。期間については、3年間です。借受人はトラクター、管理機、マルチャー、ハンマーカッターなどを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である2番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2番：営農計画では観光農園を設置したいとのこと。寒川神社やわいわい市からも近いので、成功するといいなと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号125号及び130号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号125号及び130号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。続いて、議案番号126号及び131号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号126号及び131号を朗読)

(説明) 当該地は岡田地区にある農用地区内の農地1筆で現況は畑です。期間については、5年間です。借受人は軽トラ、トラクター、管理機、マルチャー、ハンマーナイフ、刈払機、背負動噴などを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である6番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6番：申請地はひまわり畑の隣地であり、湘南コットンの綿花を栽培するそうです。耕作するのに問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号126号及び131号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号126号及び131号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。続いて、議案番号127号及び132号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号127号及び132号を朗読)

(説明) 当該地は岡田地区にある農用区域内の農地3筆で現況は畑です。期間については、3年間です。借受人は軽トラ、トラクター、管理機、マルチャー、ハンマーナイフ、刈払機、背負動噴などを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である6番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6 番：当該地は土地所有者が高齢のため管理できなくなってしまった農地です。若手農業者でしょうがを栽培する予定です。荒廃する前に担い手につなぐことができよかったですと思います。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号127号及び132号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号127号及び132号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。続いて、議案番号128号及び133号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号128号及び133号を朗読)

(説明) 当該地は岡田地区にある調整区域内の農地1筆で現況は畑です。期間については、3年間です。借受人は軽トラ、トラクター、管理機、草刈機、粉碎機などを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である6番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6 番：当該地は、土地所有者も管理が難しくなっている農地ですが、藤沢市で新規就農していた方が耕作するとのこと。問題ないと思います。

会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号128号及び133号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号128号及び133号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。次に、日程第5、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告番号98号の1件、日程第6、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告番号99号から107号の9件を、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局：農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、議案書のとおり1件、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案書のとおり9件届出がありました。いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。

	最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし) 会 長：では、以上をもって、令和8年第3回寒川町農業委員会定例総会を 閉会いたします。
資 料	1. 令和8年第3回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 市川 幹雄 議事録署名人 金子 イツ子

本議事録は、令和8年4月24日、承認・署名を得て確定しました。